

「歌」を「思」といふこと

——山部赤人の伊予温泉歌——

鈴木 崇 大

はじめに

山部宿禰赤人の伊予の温泉に至りて作れる歌一首

〔并せて短歌〕

天皇の神の命の敷きいます 国のことごと湯
はしも 多にあれども 鳥山の よろしき国と ころ
しかも 伊予の高嶺の 射狭庭の 岡に立たして 歌
思 辞思為師 み湯の上の 木群を見れば 臣の木も
生ひ継ぎにけり 鳴く鳥の 声も変はらず 遠き代に
神さびゆかむ 幸しどころ (3・三三二)

反歌

もししきの大宮人の熟田津に船乗りしけむ年の知らなく
(3・三三三)

『万葉集』卷三の三三二～三番歌は、山部赤人の伊予温

泉歌と呼ばれる、長歌一首反歌一首から成る歌群である。当該歌は赤人が伊予温泉に至った際の作であると題詞に記されており、その情報からすれば驛旅歌にも分類されそうだが、長歌前半部分は「天皇の 神の命」が数多ある国土の土地の中から伊予を取り立てて選び出すという国見歌的な択一的発想の様式に基づいており、次いで作中主体が昔の景物が猶遺っていることを見出し、嘗て行幸の持たれたこの地が将来に渡つて益々「神さび」てゆくであろうと、土地褒めにて歌い収めている。土地褒めを以て王権讚美に換える行幸従駕歌の形式に則った作であると言える。しかし反歌は「熟田津」に於ける「大宮人」の船乗りを描き出そうとしたかと思うと、それが何時のことか知られないと詠んでいる。長歌末尾では伊予の景の未来に向けての永遠性を詠み、反歌では過去の「大宮人」の船乗りの悠遠性を

述べている。その意味では長歌と反歌とは対の関係にあるが、長歌に於ける王権讚美は後退しており、一見すると長歌と反歌との繋がり希薄であるとの印象を受ける。しかも反歌は額田王の八番歌を踏まえると諸注指摘しているがこの点に関しても長歌とどのように連絡しているのかについての明確な説明が為されているとは言いがたい。

本稿は、長歌と反歌との関係を解く鍵が長歌中の第十三・十四句の「歌思 辞思為師」の句にあるのではないかとこの予測に基づき、これらの句の訓を検討した上で、当該歌群の構造とその表現性とを明らかにしようとして試みるものである。

一

当該歌の背景には、歌の理解の前提となるであろう幾つかの資料がある。それらを確認しておきたい。

A 右は日本書紀を檢ふるに、讃岐國に幸すことなし。
また、軍王も未だ詳らかならず。ただし、山上憶良大夫の類聚歌林に曰はく、「記に曰はく、「天皇の十一年己亥の冬十二月己巳の朔の壬午、伊予の温湯の宮に幸す「云々」といへり。一書に云はく、「この時に、宮の前に二つの樹木あり。この二つの樹に斑鳩と比米と二つの鳥大いに集まる。時に

勅して、多に稻穂を掛けてこれを養はしめたまふ。すなはち作れる歌「云々」といへり」といへり。……
B 熟田津に船乗りせむと月待てば潮もかなひぬ今は漕ぎ出でな
(一・八)

右は、山上憶良大夫の類聚歌林を檢ふるに曰はく、「飛鳥岡本宮に天の下知らしめしし天皇の元年己丑の九年丁酉の十二月己巳の朔の壬午、天皇・大后、伊予の湯宮に幸す。後岡本宮に天の下知らしめしし天皇の七年辛酉の春正月丁酉の朔の壬寅、御船西に征きて、始めて海路に就く。庚戌、御船、伊予の熟田津の石湯の行宮に泊つ。すめらみこと、昔日のなほし存れる物を御覽して、當時忽ちに感愛の情を起こしたまふ。そゑによりて、歌詠を製りて哀傷びたまふ」といへり。すなはち、この歌は天皇の御製なり。……

C 天皇等の湯に幸行すと降りまししこと、五度なり。大帯日子の天皇と大后八坂入姫命と二体を以ちて、一度と為す。帯中日子の天皇と大后息長帯姫命と二体を以ちて、一度と為す。上宮聖徳の皇を以ちて、一度と為す。及、侍は高麗の恵慈の僧・葛城臣等なり。時に湯の岡の側に碑文を立てき。其の碑文を立てし処を伊社瀬波の岡と謂ふ。

……岡本の天皇と皇后と二体を以ちて、一度と為す。時に、大殿戸に樞と臣木とあり。其の木に鶺鴒と此米鳥と集まり止まりき。天皇、此の鳥の為に、枝に穂等を繋げて養ひたまひき。後の岡本の天皇・近江の天津の宮に御宇しめしし天皇・浄御原の宮に御宇しめしし天皇の三体を以ちて一度と為す。……

D 伊予の国の風土記には、後の岡本の天皇の御歌に曰はく、「みぎたづに泊てて見れば」云々。

Aは『万葉集』より、「讃岐国安益郡に幸しし時に、軍王の山を見て作れる歌」とある五・六番歌歌群に附された左注である。舒明天皇が讃岐国に行幸した記録はないが、山上憶良『類聚歌林』に拠ると伊予温泉に行幸した記録があり、その途次に立ち寄ったものかという注記である。Bも『万葉集』より、八番歌とその左注。これも『類聚歌林』を引き、それと照合して八番歌を齊明御製であるとするものである。C・Dは何れも逸文「伊予国風土記」から。これに拠ると代々の天皇がここに行幸したこと、また齊明天皇がここで歌を詠んだことが記されている。これらを踏まえつつ歌を見ていく。

長歌冒頭「天皇」の語の意味について、『時代別国語大辞典 上代編』は、「現在の天皇をオホキミというのに対

して、主として、皇祖の天皇をいい、または未来をも含めて広く、継ぎ来たり継ぎ行く皇統そのものをいう」と述べ、また神野志隆光氏は荒木田久老『万葉集槻落葉』の説を紹介しつつ集中の用例を分析し、「神」として意識される「遠祖」と結論づけている。赤人は巻六に収められている行幸従駕歌群では、「やすみしし我ご大君」と歌い出して聖武天皇を表しているが、「天皇の 神の命」という言葉を用いた当該歌では、聖武ではない過去の天皇を指していると思われるであろう。

その天皇は誰か。ここでCを見てみると、伊予の地には行幸が五度持たれ、その内訳は、景行天皇とその皇后、仲哀天皇と神功皇后、聖德太子（厩戸皇子）、舒明天皇とその皇后（後の斉明）、齐明天皇と中大兄皇子・大海人皇子とであると述べられている。「天皇の 神の命」とはこれらの中の誰かを指す可能性が高い。この問題は当該歌が果たしてどの行幸時を表現したものであるかとも言い換えられようが、学説は聖德太子、舒明天皇、齐明天皇を挙げており、諸説紛々である。以下その概略を示せば、聖德太子と舒明天皇であるとするもの^①、舒明天皇と齐明天皇であるとするもの^②、舒明天皇であるとするもの^③、齐明天皇であるとするもの^④、である。聖德太子を選ぶ説は、当該歌第十四句の「言思ふ」という表現が、聖德太子が射狭庭の岡の碑

文の文句を考え案じたとするCに根拠を置いている。舒明天皇や齊明天皇を支持する説は、当該長歌第十三句の「歌思ふ」という表現がA・Bの『類聚歌林』に関わりがあるとしている。Aに拠ると、舒明天皇がここに訪れた際、宮の前に二つの木があり、そこにイカルガとヒメという二種類の鳥が集まっていたので勅を下して木に稲穂をかけて鳥を養い、歌を詠んだことが知られ、またBには齊明天皇が昔の遺物を見て感愛の情を起し歌を詠んだことが示されており、それらが、「歌を詠もうとなさる」「歌の文句をお考えになる」と解釈される「歌思ふ」「言思ふ」と結び付くというものである。加えて、「臣の木も 生ひ継ぎにけり 鳴く鳥の 声も変はらず」という木・鳥の景物が、木に稲穂を掛けて鳥を養った舒明の故事との関わりを持つとの指摘もある。何れにしても、第十三・十四句の理解によつて「天皇の 神の命」とされる、当該長歌で示されている天皇が誰であるのが判明すると思われるので、先にその句を考察する。

二

多くの注釈書で採られてきた第十三句「歌思ひ」とは他例を見ない語句である。故に、原文「歌思」を「敲思」の誤写とし、「ウチジノヒ」と訓む説も散見する。初めてそ

のように校訂した武田祐吉氏は、「歌思ひ」という語が存在しないこと、加えて、卷十九・四一九六番歌が元暦校本・類聚古集にて「敲」を「歌」と誤写された例があることを根拠にしていた⁷⁾。しかしそのように校訂したとしても、第十四句の「辞思ひ」乃至「辞偲ひ」という語の異例さは残る（以下、「乃至」の意味を表す際に記号「/」を用いる）。そもそもこの箇所は全ての写本に異同無く、「歌」を「敲」に改める必然性は乏しいと言わざるを得ない。また、折口信夫氏は「ウタシヌビ」と訓み、「昔からの此温泉に關する歌を思ひ出し⁸⁾」と解釈していたが、この説は現在では殆ど顧みられていない。

行論の都合上最初に第十四句の訓を定めたい。現在この句には「コトオモハシシ」「コトオモホシシ」「コトシノヒセシ」等の訓が行われている。原文「為師」をどう訓むかという問題が先ずある。二字目の「師^シ」は回想の助動詞とすることは諸説一致しているが、訓仮名「為」を、尊敬を表す語尾の表記と採つて「シシ」と訓むか、本動詞「す」の未然形「せ」と採つて「セシ」と訓むかに違いがある。これらのそれぞれの用例を集中から探すと、尊敬+助動詞の「シシ」は二十二例が見出される⁹⁾。その中で「座(ス)」^マ「食(ス)」^メ「幸(ス)」^{イデマ}等の語尾となつている例が「生れましし(阿礼座師)」(1・29)、「知らしめしし(所知食

之」(2・一六二)等の九例。文脈と音数律から訓み添えとなる例は「大汝少御神の作らしし(大穴道少御神作)」(7・一二四七)、「君が佩ばしし(公之佩具之)」(13・三四五)等の七例。仮名書きは六例認められるが、音仮名で表記されている巻二十の三例(四五〇六、四五〇七、四五〇九)を除くと以下の三例。

日並皇子の命の馬並めてみ獵り立たしし(御獨立師)
期)時は来向かふ (1・四九)

……我ご大君の 万代と 思ほしめして 作らし
し(作良^之) 香具山の宮 …… (2・一九九)
…… 早くあらば 今二日だみ あらむとぞ 君は聞
こしし(君者聞^之二々) な恋ひそ我妹 (13・三三一八)

明らかかなように「為」の字を用いる例は無い。対して本動詞+助動詞の「セシ」は十二例が見出される。その中で仮名書き例は「待ちかてにせし(麻知迦弓尔^之)」(5・八四五)、「思ひそ我がせし(思曾吾^之)」(8・一六二)等の六例、訓み添えとなる例は「恋せしよりは(従恋者)」(11・二四四五)の一例であり、それ以外の五例は全てこの「為」の字を用いる。中でも七三六番歌は、

月夜には門に出で立ち夕占問ひ足占をせし(足卜乎
曾^之) 行かまくを欲り (4・七三六)

と、「為」に「之」の字を加え「セシ」と訓ませるようにしている。

以上により、当該歌第十四句の問題の二字は本動詞+助動詞の「セシ」と訓むべきであると考ええる。そうして第十三・十四句共に「思」の字を用いているが故に同じ訓を附すべきであり、当該部分は「ウタシノヒ コトシノヒセシ」か「ウタオモヒ コトオモヒセシ」と訓まれることになる。

従来の「シシ」は「天皇の 神の命」に対する敬意をも考慮した訓と推測されるが、王権讃歌や皇族挽歌等の長歌中には全ての動詞に敬意表現が附される訳ではなく、省かれる場合が少なくない。極端な例だが、同じ赤人の吉野讃歌(6・九二六)には天皇の行為を示す動詞が六語登場するも、敬意表現は最後の「み獵りそ立たす」のみである。当該歌について言えば、「敷きいます」「岡に立たして」にて「天皇の 神の命」に対する敬意は表現されたものと考える。

この用字「思」は「シノフ」と訓まれる場合が多いが、「オモフ」とも訓まれる例も少なくなく、用字上では訓を決定し難い。音数律の面から考えても、「オモフ」の場合では準不足音句になるが、それも決め手とは成り難い。ただ、何れにしてもこの句がA・Bに見られる舒明/斉明詠

歌の記事を根拠にして施されてきた解釈、「歌を詠もうと
思う」又は「歌の文句を案じる」等のような意味は持ち難
いのではないか。『全註釈』が述べているように、「思ふ」
という語にはそれらのような意味で用いられた例は見出し
得ないのである。「歌を詠もうと思う」との解釈について
言えば、「思ふ」の語は集中に夥しい用例があるが、願望
や意志を表現する際に用いられる「思ふ」は、語法として
は「我が背子せこに見せむと思ひし梅うめの花はな」(8・一四二六)
等のように動詞を「と」で承けねばならない。それ以外に
動詞を承ける場合には、動詞はク語法を取って体言化する。
他方、同一句内で「思ふ」に直接する名詞を探ると、「古」
「家」¹「妹」が多いが、それ以外には「亡き人」(3・四三
四、7・一四〇六、10・一九五六)、「白露」(10・二一六
九、16・三八一九)、「山道」(2・二一五)、「子ども」
(5・八〇二)、「家路」(13・三三四七)、「妻」(15・三六
七八)との例が見出され、その事物を想起・追憶・回想し
ているという意味以外には解釈し得ない。「思ふ」の用例
に徴するなら、前に触れた折口説は理に適っている。

若し舒明／斉明の詠歌行為をそれ自体を歌にするならば、
例えば、一つの可能性でしかないが、「歌詠みたまひ」と
でもすべきであつたらう。且つ当該歌が舒明／斉明詠歌の
記録・伝承を踏まえたとするなら、何故に推敲や意志とい

う詠歌の前段階が表現されたのかが説明されねばならない
であろう。「歌の文句を案じる」との解釈について言えば、
歌の文句を考へることと歌を詠作することとは必ずしも一
致しない。歌は実際には推敲されて作り出される所のもの
であつても、建前上は歌われるもの・詠まれるものであつ
た。

そもそも歌本文中に「歌」の語を詠み込むことは極めて
少ないのである。集中、かかる例は当該歌を含め僅か二例
しか存しない。¹¹

はしきやし翁おきなの歌うたにおほほしき九この子こらや感かけて居せ
らむ (16・三七九四)

卷十六の所謂竹取翁歌群の中の一。翁の長大な長歌を
受けて仙女達が詠んだ歌九首中の先頭歌である。対して、
「言」の語はしばしば使われる。

同じ大嬢おほなな一家持いけもちに贈たまへる歌二首

かにかくに人ひとは言いふとも若狭道わかさぢの後瀬のちせの山やまの後のちも逢あは

む君きみ (4・七三七)

世間よのなかし苦くるしきものにありけらし恋こひに堪あへずて死しぬべき

思おもへば (4・七三八)

また家持いけもちの坂さかのう上大嬢おほななに和なごへたる歌二首

後瀬山のちせ後のちも逢あはむと思おもへこそ死しぬべきものを今日けふまで

も生いけれ (4・七三九)

言ことばのみを後のちも逢あはむとねもころに我われを頼たのめて逢あはざら

むかも

(4・七四〇)

音ねのみを聞ききてや恋こひむ真澄まそ鏡直目かがみただめに逢あひて恋こひま

くもいたく

(11・二八一〇)

この言ことばを聞きかむとならし真澄まそ鏡照かがみてれる月夜つきよも闇やみのみ

に見みつ

(11・二八一〇)

これらは問答歌だが、返歌をする側が相手の歌の内容を指して「言」と詠んでいる。相手の歌自体を指しているのではなく、その歌を構成する所の言葉とその内容を指しているのである。これを踏まえると「歌」の語を持つ三七九四番歌は、翁の歌（とそれを披露した所のパフォーマンズ）を指していると理解されよう。従って当該歌に於ける「歌」の語もまた何らかの歌を指しているのではないかと予測が立つ。しかしそれを折口説のように「昔からの此温泉に関する歌」と捉えて良いか。

歌の中に「歌」の語が詠まれることが極めて少なく、しかもそれが当該歌では「思ふ」／「偲ふ」という語と同時に用いられているのであるが、この「歌」を「思（おもふ）／しのぶ」とはどういうことか。他例を探るもこれは一層稀な表現であり、集中のみならず古代の文献中かかる用例は見出すことが出来ない。同一の語句・表現は見出し得ない以上、範囲を拡げて「歌」が想起の対象となった例を探

ると、注目すべき記事が「斉明紀」に見出される。

冬十月の庚戌かうじつの朔つきたちの甲子かみし、紀温湯きのあつたむに幸いです。天皇すめみこと、

皇孫みまご建王たけるのみこを憶おもひて、愴爾かなしみ悲泣かなびたまふ。乃すなはち

口号くわうごうして曰いははく、

山越やまこえて海渡うみわたるとも おもしろき 今城いまきの中うちは

忘わすらゆましじ 其一

水門みなとの潮うしほのくだり 海うみくくだり 後うしろも暗くれに置お

きてか行ゆかむ 其二

愛あしき 吾あが若わかき子こを 置おきてか行ゆかむ 其三

秦はだのおほくらのみつこ大蔵造おほくらのみつこ万里まろに詔みことりして曰いははく、「斯このの歌うたを伝たづ

へて世よに忘わすらしむること勿なれ」とのたまふ。

「斉明紀」四年十月条、紀温湯行幸の部分である。ここで斉明は夭折した建王を思い出して三首の歌を詠むが、彼女は秦大蔵造万里に詔を下し、「斯の歌を伝へて世に忘らしむること勿れ」と述べる。彼女が「憶」でたのは建王であるにも拘らず、「建王を忘れるな」ではなく、それについて詠んだ「歌を忘れるな」とはどういう意図の発言であろうか。これは、自身の歌を重視しているということ、その歌が忘れられてはならない程の価値を持っているということ、それを斉明が示していると先ずは読める。では何故に歌がかかる価値を持ち得るのか。それは、歌は出来事を担い得るといふ発想に由来しているからなのではないか。歌が伝

えられて忘れられないということは、その歌の保持する出来事が忘れられずにあるということ、且つその出来事を生きた人間の心も忘れられずにあるということなのであろう。或る出来事の重要性、それは主観的なものだが、それを示す所の人間の心が歌に刻印されてあるのである。歌というものが、出来事とそれを価値たらしめる人間の心を保持するならば、斉明の歌は、建王の生と夭折という出来事とそれに纏わる自身の心とを保持するが故にかかる詔を下したと理解されよう。

歌に対する心的な関わりとして、「忘らしむること勿れ」ということと「思ふ／怱ふ」ということとは何程かの近さを持つているように思われる。より踏み込んで言えば、歌を忘れないということは、歌を「伝へ」ることだけでなく、猶「思ふ／怱ふ」ことで果たされるのではないか。稿者は、歌を「思ふ／怱ふ」ことはその歌が保持する出来事を歴史的に回想することと考える。試みに、歌は〈歴史の形見〉である、と言いたい。

上に引いたAには、舒明天皇が伊予に行幸して歌を詠んだ故事が示されている。宮の前の二つの木に稲穂を掛けてイカルガとヒメを養い飼ったとあるが、『類聚歌林』所引のこの「一書」の記事は単なる出来事を記したのではなく、舒明が詠んだであろう歌の作歌事情を記した題詞的な

記事と読まねばならない筈である。「すなはち」がそれを示している。故に舒明の歌は木・鳥を題材にした歌であったと推測される。Cの「伊予国風土記」に拠ると舒明が稲穂を掛けた木はムクとオミノキであるが、オミノキは集中当該歌にしか登場せず（ムクは用例を見ない）、一般的に歌に詠まれる景物ではなかったことは注意すべきである。当該歌では「み湯の上の 木群を見れば」の「木群」の中から「臣の木」が選出されているのだが、その「臣の木」という歌語としては稀な言葉は舒明行幸とその際の詠歌という歴史的記憶と密接な関係があるのではないか。

更に、このイカルガとヒメとを詠み込んだ歌が『万葉集』にある。

近江あかみの海うみ 泊まり八十あり 八十島の 鳥の崎々しまさざさき あ
り立てる 花橋はなはしを 末枝はつえに 繭もろこ引き懸かけ 中なかつ枝えに
斑鳩いづな懸かけ 下枝しもえに 比米ひめを懸かけ 汝なが母ははを 捕とらくを
知らしらに 汝なが父ちちを 捕とらくを知らしらに いそばひ居をるよ
斑鳩いづなと比米ひめと (13・三三三九)

「近江の海、その島の港の橋の木に囀としてイカルガとヒメとを据えて、その父母を捕らえようとしているの知らずに遊んでいるよ、イカルガとヒメとは」という程の意。何らかの寓意が込められていると見え、壬申の乱時、吉野にある大海人皇子とは別に天津宮にあった高市・天津両皇

子を諷諭した童謡的なものかという説も出されているが、Aの記事と鳥の名が同一であるということに暗合を感じずにはいられない。イカルガもヒメも景物の鳥としてはこの歌にしか登場せず（地名としてのイカルガは三〇二〇番歌の一例）、古代の文献中A以外には見えない。Cではイカルガとシメドリとあるが、ヒメとシメとは用字が「比米」。「此米」であり、一方が他方を誤写・誤伝した可能性が高い。

一体『万葉集』巻十三は宮中に伝わった古歌謡を中心に編んだ巻かとされており、それらに含まれる歌々は、例えば吉野に落ちる際の大海人皇子の歌（1・25、26）と類似した歌（13・三二九三）があるが、三二九九番歌に關しても伊予行幸の際舒明が詠んだであろう歌との派生關係若しくは親類關係にあるものと考えられるのではないか。その舒明の歌は伝わらないが、当該歌に於いて赤人は、斉明はその舒明の歌を想起していると詠んでいるのであり、その意味は、斉明が舒明の歌を想起することで夫と共に訪れた過去を想起している、ということなのではないかと考へる。「歌思ひ／偲ひ 言思ひ／偲ひせし」の句は、「嘗て舒明天皇が詠まれた」歌に（斉明天皇が）思いを致し、その歌の語句に思いを致した」という意味であると稿者は解釈したい。舒明の歌が往事の出来事を保持しているが故に——それは〈歴史の形見〉であるが故に——斉明は「歌

思ひ／偲ひ」をしたに違いない。舒明の歌が忘れられないが故にそれは想起の対象となり得る。寧ろ舒明の歌を想起追懐することこそが、その歌（とそれが保持する出来事）が忘れられていないことの証左なのである。歌が想起されることの中に出来事は保たれてあり、それは歴史として回想されるのであろう。

壬辰、人定に速りて大きに地震る。国挙りて男女叫び唱ひて不知東西ひぬ。則ち山崩れ河涌く。諸国の郡の官舎、及び百姓の倉屋、寺塔神社、破壊れし類、勝てて数ふべからず。是に由りて、人民及び六畜、多に死傷はる。時に伊予の湯泉、没れて出でず。

「天武紀下」十三年十月条、地震による伊予温泉埋没の記事である。赤人がこの地を訪れたのは当該歌の卷三の配列から推せば神龜年間かと思われ、その時に伊予温泉が復興していたか否かは知り得ず、或いは未だ没したままであったかも知れないが、それでも「臣の木も 生ひ継ぎにけり 鳴く鳥の 声も変はらず」と詠むことは嘗ての行幸の地である伊予とそこを訪れた斉明とを先ずは讚美する意味があつたであらうし、それ以上に、木に稻穂を掛けて鳥を養い歌を詠んだ舒明の故事とその歌とを示唆する意味があつた筈である。そうして、斉明が再度この地に訪れた際

に目にしたものと同じ景を赤人もまた現在に於いて目にしているのだが、舒明——斉明——赤人と三つの時間に渡って景が不変であるが故に、「遠き代に　神さびゆかむ」と言えるのである。

しかし誤解のないように言い添えておかねばならないことは、斉明が舒明の歌を想起して過去に思いを馳せた事実があったというのではなく（反対にかかる事実が無かったというのでもなく）、この歌の作者である赤人がそのような理解に基づいて詠作したということ、別様に言えば赤人は当該歌で斉明を舒明歌を以て過去を想起した存在として描こうとしたということである。確かにBには斉明が「感愛の情を起こし」て歌を詠作し「哀傷」したとあり、その歌はDに不完全な形で収められている斉明御製かとも思われるのだが、当該歌を詠作した赤人は、「歌を詠む斉明」ではなく、「歌を思ふ／偲ふ斉明」を描いている。「歌を詠む斉明」ではなく「歌を思ふ／偲ふ斉明」を描くことで、その「歌」が含み持つ舒明の故事が必然的に喚起されることになり、斯くして伊予に纏わる王権の記憶は歴史的な奥行きを備えることになるのである（若し、彼が当該歌で描いたのが「歌を詠む斉明」であったなら、舒明の影は薄くならざるを得ない）。その為に赤人は素材の取捨選択と再構成を行っているのである。

三

それでは反歌は長歌とどのような関係になっているのであろうか。先ず言えることは、反歌が踏まえた額田王の八番歌は、斉明七年の百濟遠征の為に伊予に立ち寄った際詠まれた作であり、かかる歴史を背負っているということである。その額田王の歌は奈良朝の人々にとって全く知られない歌でなかったと覚しい。次の歌は八番歌と第一・二句が同じく、八番歌の享受の広がりを示していると思われる。
熟田津（まいたつ）に船乗り（ふなの）せむと聞き（き）しなへ何（なに）そも君（きみ）が見（み）え来（き）ず
あるらむ
(12・三三〇二)

ここで前節で述べた所の、歌は出来事を保持するということに改めて注意をしておきたい。過去に詠まれた歌を想起するということは、それが保持する出来事が歴史的に回想されるということである。長歌では、斉明が舒明の歌を想起することで往事を回想していたのだが、ならば反歌では、赤人が八番歌を想起すること、より正しく言えば額田王の歌を想起せしめるような歌を詠作したことで、その歌の保持する出来事を歴史的に回想していると捉えられないであろうか。高松寿夫氏は、当該反歌が八番歌を踏まえて詠作されたことについて、「赤人は、……文献や表現として記録された過去の出来事を引用しつつ、その地の意味を

聴衆に喚起して行く」と述べ、彼の他の作にも認められる傾向を赤人の方法として説明した。^⑬ 傾聴すべき論であるが、稿者としてはこれに、赤人のかかる方法——これ以外の例としては、高松氏も指摘しているように吉野讚歌（6・九二三）が挙げられよう——は、歌が担う出来事の開示という意味を持っていたという点を附加したい。当時の人々もよく知っていたであろう額田王の歌を示唆するような反歌が詠まれたことで、今度は現在の享受者も共にその額田王の歌が保持する出来事、斉明天皇の伊予行幸に直接的に思いを馳せしめられるのである。

そうであるとするとき次のようなことが言えるのではないか。長歌に於いては、斉明は嘗て見た景を再度目にし、その景を赤人は現在目にしていた。そうして、長歌は舒明の歌で以て往時を想起する斉明を描き、反歌はその斉明朝を赤人が額田王の歌で以て想起するものとしてあつた。即ち、長歌内部と長歌—反歌の關係との二つのレヴェルに於いて、〈想起の連鎖〉とでも言うべき、入れ子構造にも似た構成が認められるのである。当該反歌は一見して長歌の要約ではないことが知られるが、その表現上の意味は、長歌で示した〈想起の連鎖〉をそれ自身で以て再度示すものであつたと考えられる。

また、反歌末尾の「年の知らなく」との表現について、

清水克彦氏は「実際にその年月がわからないからではなく、むしろそう表現する事によって、その価値の永続性や不変性を強化し、その事を通して、「いでまじどころ」への讚美を、いつそう強調する為だったのでないだろうか」と述べた。反歌の持つ讚称性を明らかにした論だが、歌群全体に於けるこの句の意味を述べるとすれば、それは額田王の歌の想起によって促された情動の表出、即ち、現在に連なる過去のその悠遠性に対する感動の言葉であつたのである。ただ、ここでも誤解の無いように言い添えておくが、この表現は赤人その人の感情とは必ずしも直結しない。あくまでも讚美表現としての感動の言葉に他ならない。

四

当該長歌の第十四句目の「コトオモヒ／シノヒセシ」という訓からは、「言思ひ／偲ひ」という語が、延いては「歌思ひ／偲ひ」という営みが既に存していたことを窺わせる。先述したようにこの語の例は見出せないものの、それは嘗て詠まれた歌を媒介として歴史に触れることであつたと考える。特に公的な歌というものは歴史を担うが故にこそ詠まれ、「伝へて世に忘らしむること勿れ」と記憶され保存されたのであろう。

有間皇子の自ら傷みて松が枝を結べる歌二首

岩代の浜松が枝を引き結びま幸くあらばまた還り見む

(2・一四一)

家であれば筈に盛る飯を草枕旅にしあれば椎の葉に盛る

(2・一四二)

長忌守意吉麻呂の結び松を見て哀咽せる歌二首
岩代の岸の松が枝結びけむ人は帰りてまた見けむかも

(2・一四三)

岩代の野中に立てる結び松心も解けず古思ほゆ

(2・一四四)

山上臣憶良の追ひて和へたる歌一首

天翔りあり通ひつつ見らめども人こそ知らね松は知るらむ

(2・一四五)

大宝元年辛丑、紀伊国に幸しし時に結び松を見

たる歌一首

後見むと君が結べる岩代の小松が末をまた見けむかも

(2・一四六)

卷二挽歌部冒頭から引いた。後人の歌、一四三―一四六番歌は有間皇子の結び松の故事を踏まえたものだが、一四三・一四四番歌は、「また見けむかも」との句から皇子の歌をも踏まえていることが知られる。皇子の歌に触れることで紀伊国藤代坂で絞首された皇子が想起されたのであるが、これもまた、歌は過去の出来事を保持するが故に歴

史的な回想を促す媒介となるということの一例であるように思われる。そうして後人がこれらの歌を詠作したことは、それ自身が「歌思ひ／偲ひ」の実践的・実践的な面を示したものであると言いたい。八番歌を踏まえた当該反歌についても同じことが言えよう。

他方、「歌思ひ／偲ひ」との言葉を歌の中に直に用いることは、広い意味での歌の享受の場面を描くことになろう（この語の用例が見出せないことは、それが享受に関わるからではないか）。当該長歌に於ける斉明は舒明の歌を想起している。彼女は、ここでは「歌思ひ／偲ひ」に留まり、歌を詠作することはない。だが、反歌は、それ自身が作者である赤人の「歌思ひ／偲ひ」であった、彼は「歌思ひ／偲ひ」を実作にて示したのであった。即ち、赤人は、斉明とは異なった形で「歌思ひ／偲ひ」を引き継いでいるのである。

因みに言えば、歌が出来事を保持しなくなつてゆく時、歌がかかる機能を喪失してゆく時、古い歌を踏まえる詠作は文藝性に傾斜してゆき、やがて後世の本歌取りとなつてゆくのだと思われる。そういう意味で言えば、上に引いた三二〇二番歌も詠作の際には歴史的な感覚が何程か生起していたであろうが、歌自体は男を待ち侘びる女の歌となっている。古い歌を踏まえる際、作者の意識が既に文藝的な

興味に向かいつつあることを指摘出来る。

五

上に少し触れたが、当該歌群の詠作年次は神龜年間の可能性が高い。神龜年間、特に初期は聖武天皇による行幸が毎年持たれ、その際には笠金村・車持千年・赤人によって長反歌から成る行幸従駕歌が詠作披露された。それらは、人麻呂の吉野讚歌を継承し、土地褒めを以て王権讚美に換える様式を備えたものであった。しかし当該歌は行幸従駕歌でないにも拘らず、何故にそれらと近い表現性を示しているであろうか。稿者は先に、赤人の真間テゴナ歌、不尽山歌、当該伊予温泉歌の長歌の構造が等しいことを指摘し、これらは土地の伝承を讚美することで旅の安全を祈る意図の下に詠作されたのではないかと推測した¹⁰。だが、現在ではそれに留まらない意味があるように感じている。

井上さやか氏は、赤人の不尽山歌について、「風土を記すという発想は地理志の影響を受けているが、その表現方法としては賦の影響がうかがえる」と述べ、「赤人が行幸儀礼の場でなくとも国土讚美の様式を踏襲し、それらの歌においてことごとく地名を提示し、その地の風物や地勢や故事来歴を詠み上げて讚美したのは、こうした風土記的な要請に基づいていた」と、風土記が編纂されつつあった当

時の時代情況との関係を指摘した¹¹。肯うべき論であり、当該伊予温泉歌もそれに類する動機に基づいていよう。

但し、逸文「伊予国風土記」を見ると、ここ伊予にはオホナモチ・スクナヒコナの神話や、天山伝承、御嶋伝承、熊野伝承等が見出されるのだが、赤人はそれらをではなく、斉明行幸の伝承を詠んだ。地方の伝承や風土を中央の言葉である歌に詠むということはそこを王土の一部として把握することに他ならず、それは風土記編纂の理念とも通底しているであろうが、伊予は畿外でありながら行幸の記憶を持つ土地であった。そうである以上、彼は土地の伝承や風土よりも、王権の伝承——伝承というよりも歴史的記憶——を確認し、強調することが求められていた。そこにこそ当該歌の表現が行幸従駕歌に接近する契機が存する。そうして赤人は伊予という土地を王権の歴史的記憶と関連させて過去から未来に渡って讚美したのだが、そこには聖武朝に於ける皇統意識が強く介在していたと覚しい。当代の正統性が畿外の地にあつてすら猶感じられ、また寧ろ畿外にあることで王権の支配が一層感じられる、かかる実感の表出として当該歌は詠まれている。即ち、現在の聖武朝を、斉明を媒介として想起された舒明朝に連なる御代であることを提示し、且つ莊嚴することが当該歌に於ける赤人の意図であつたと考えられる。

※『万葉集』の本文は多田一臣『万葉集全解』に拠ったが、一部私に改めた箇所がある。

注

- (1) 神野志隆光『柿本人麻呂研究』塙書房 一九九二
- (2) 廣岡義隆「伊予の温泉の歌」(神野志隆光他編『セミナ』万葉の歌人と作品 第七卷)和泉書院 二〇〇二)が学説の整理を行って至便である。
- (3) 『全釈』、『私注』、『佐佐木評釈』、『全歌講義』等。『全歌講義』は「歌思ほし」の主体として「聖徳太子・舒明天皇などのほか、額田王なども含むか」とする。
- (4) 『注釈』、『講談社文庫』、『釈注』、『和歌大系』等。『釈注』は「歌思ひ」の主体を斉明としながら、当該歌群を「舒明・斉明兩帝の往時の行幸を偲び、……行宮の跡を讃えた」ものとする。
- (5) 『山田講義』、『窪田評釈』、『旧大系』等。
- (6) 『金子評釈』、『全註釈』、『旧全集』、『全注』、『新全集』、『新大系』、『全解』等。
- (7) 武田祐吉『万葉集全註釈 三』改造社 一九四九
- (8) 折口信夫『口訳万葉集 上』文会堂書店 一九一六
- (9) 「やすみしし」の例は省いたが、これらの内にも「為」の字を用いた例は無い。
- (10) 猶、当該部分と同じ「為師」という字句を持つ歌は「賢しみと物言ふよりは酒飲みて酔ひ泣きするし(醉哭為師)まさりたるらし」(3・三四一)の一例。

(11) これ以外に「歌」の語を含む例は二例。

押し照るや 難波の大江に 慮作り 隠りて居る
葦蟹を 大君召すと 何せむに 我を召すらめや
明らけく 我が知ることを 歌人と 我を召すら
めや 笛吹きと 我を召すらめや 琴弾きと 我
を召すらめや…… (16・三八八六)
大船の上にし居れば天雲のたどきも知らず歌乞我
が背 (17・三八九八)

三八八六番歌は「歌人」という熟語の一部であり、三八九八番歌は所謂難訓歌であって、現在に至るまで訓が確定していない為に「歌」の語の例からは省いた。

(12) 鹿持雅澄『万葉集古義』(中山巖水説)以来それを紹介する注釈書が少なくない。

(13) 高松寿夫「山部赤人の方法と時代状況」『上代和歌史の研究』新典社 二〇〇七

(14) 清水克彦「不変への願い——赤人の叙景表現に就いて——」『万葉論集』桜楓社 一九七五

(15) 品田悦一氏は、天武朝以降の文化的成熟によって(うた)が歴史性を帯びるようになったが、その先蹤を、本稿でも挙げた斉明紀十年四月条に求め得ると説く(「歌謡物語——表現の方法と水準」『国文学』第三十六卷第八号 一九九一)。

(16) 拙稿「詠歌と伝承と——山部赤人の場合」古橋信孝他編『古代歌謡とはなにか 読むための方法論』笠間書院 二〇一五

(17) 井上さやか「歌による風土記」『山部赤人と叙景』新
典社 二〇一〇

本稿は、平成二十六年年度上代文学会一月例会に於ける発表を踏まえたものです。席上ご指摘を下さいました先生方に御礼申し上げます。

『上代文学』投稿規程

- 1 投稿者は会員に限る。
- 2 投稿論文は原則として縦書きとし、分量は四百字詰め原稿用紙四十枚以内（注をも含む）とする。
- 3 ワードプロ原稿の場合はソフト名を明記の上、設定は原則として縦書き、一行四十字とし、分量は四百字以内（注・図表を含む）とする。なお、本文と注のフォントサイズは十・五ポイント以上とし、行間は十六ポイント以上とする。
- 4 投稿論文は、原本を手許におき、コピー五部を送る。投稿論文の表紙には、投稿者の住所および勤務先（学生の場合は大学名、学部学科名または大学院課程名、学年）を記載する。氏名にはその読みをかなで書き加える。
- 5 投稿論文の送りは事務局とする。
- 6 投稿論文の締切は、六月十五日、十一月三十日の年二度とする。
- 7 投稿論文に対しては、部分的修正を要求する場合があります。
- 8 投稿論文の採否は、編集委員会の議を経て常任理事会で決定し、その結果を通知する。
- 9 投稿論文（コピー五部）は返却しない。
- 10 『上代文学』に掲載された論文等の著作権は執筆者に帰属する。ただし、発行から五年を経過した分については、特に申し出がない限り、上代文学会の責任において順次電子化公開する。
- 12 翻刻・影印などを含む論文等については、『上代文学』への投稿に際し予め所蔵者から電子化公開の許可を得ておくこと。許可が得られない場合も投稿を妨げないが、その旨を原稿の末尾に明記するとともに、非公開とする箇所を明示すること。